

新型コロナウイルス感染症防止のため、発熱等の症状が見られる方、ご家族に罹患者がいる方の受講につきましてはご遠慮ください。
また、開催日時点において緊急事態宣言(発出されている場合)の対象地域に居住(勤務)されている方についてはご遠慮いただく場合があります。

令和4年10月1日

関係事業主 殿

(一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 諏訪労働基準協会
各労働基準協会

安全管理者選任時研修

開催のご案内

安全管理者¹がその職務を的確に遂行する能力を担保するため、安全管理者の選任にあたっては学歴に応じた実務経験に加え、厚生労働大臣が定める研修(「安全管理者選任時研修」という。)を修了していることが要件となっています(労働安全衛生規則第5条)。

この研修は、厚生労働省のカリキュラムに従って新たに安全管理者につく方を対象に、安全管理者の職務内容、リスクアセスメント等の安全管理手法、労働安全衛生法令等について研修を行います。

つきましては、標記の研修を下記の要領で行いますので、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

また、転勤、異動等により安全管理者が未選任状態とならないよう、本研修修了者を複数人確保しておくことをお奨めします。

記

- 対象者 (1) 新たに安全管理者として選任を予定している方
(2) その他受講を希望される方

なお、「安全管理者を選任すべき事業場の規模及び業種」、「安全管理者の資格(選任要件)」等については、(別紙)の参考資料をご覧ください。

2. 研修の日時、会場、締切日、定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和4年12月6日(火)・7日(水)	2日とも8時40分から受付をし、9時開講です。 (科目の一部免除該当者は、それぞれ異なります)
会場	諏訪自動車会館 ^{フーブ} Bu-bu 諏訪郡下諏訪町赤砂崎10795	
締切日	令和4年11月17日(木)	定員 50名 締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

3. 申込方法

- 申込先 最寄りの労働基準協会へお申込み下さい。(所在地は申込書の裏面に掲載してあります。)
- 提出書類 受講申込書 (受講料及びテキスト代を添えてお申し込みください。)

- | | | | |
|----------------|----------------|----|---------|
| 4. 受講料 (消費税含む) | 労働基準協会会員事業場在籍者 | 1名 | 15,400円 |
| | “ 会員外 “ | 1名 | 19,800円 |

平成18年2月24日付け基発第0224004号により、科目の一部免除があります。(裏面のとおりに)

- | | | | |
|------------------|------------------|----|--------|
| 5. テキスト代 (消費税含む) | 「安全管理者選任時研修テキスト」 | 1冊 | 1,650円 |
|------------------|------------------|----|--------|

※テキスト代は価格改訂される場合があります。

- | | | | |
|--|---------------|----|------|
| | 「令和4年度 安全の指標」 | 1冊 | 770円 |
|--|---------------|----|------|

科目の一部免除(平成18年2月24日付け基発第0224004号) 下表の免除に該当する方は、申込み時に修了証の写しを申込書の裏面に貼付して下さい。

研修科目 免除を受けることができる者	科 目				受 講 料	
	安全管理	*(注)	安全教育	関係法令	会 員	会 員 外
①労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針(平成元年能力向上教育指針公示第1号)別表1に基づく安全管理者能力向上教育(初任時)を修了した者	免除	○	免除	○	8,800円	13,200円
②平成12年9月14日付け基発第577号の別添3に基づくリスクアセスメント担当者(製造業等)研修及び平成11年6月11日付け基発第372号の別添2に基づく労働安全衛生マネジメント担当者研修を修了した者	○	免除	○	○		
③平成13年3月26日付け基発第177号の別紙1に基づく職長等教育講師養成講座又は別紙3に基づく職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者	免除	○	免除	○		
④上記の①と②又は②と③をあわせて修了した者	免除	免除	免除	○	4,400円	6,600円

(注) *は、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等 免除を受けることができる者については、(別紙)参考資料のⅢをご覧ください。

6. 講習科目、時間及び講師 都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。また、昼休みはカリキュラムのとおりです。

	講習科目	範 囲	時 間	講 師
第一日目		オリエンテーション	8:55～	
	安全管理	・企業経営と安全・安全管理者の役割と職務・総合的な安全衛生管理の進め方 ・安全活動・労働災害の原因の調査と再発防止対策	9:00～12:00 13:00～14:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 教育推進部長 労働安全コンサルタント 廣瀬謙治
	安全教育	・安全教育の実施計画の作成・安全教育の方法・作業標準の作成と周知	14:00～16:00	
第二日目	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	・危険性又は有害性などの調査及びその結果に基づき講ずる措置 ・労働安全衛生マネジメントシステム	9:00～12:00 13:00～14:00	玉川労働安全衛生コンサルタント事務所 所 長 労働安全・労働衛生コンサルタント 玉川功雄氏
	関係法令	・労働安全関係法令	14:00～16:00	
	修了式		16:00～(予定)	

7. 修了証の交付

研修の修了者には、修了式で修了証を交付します。

なお、11月30日以降に受講申込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった修了者の方には修了式で修了証明をお渡しし、修了証は後日郵送いたします。(郵送代404円ご負担下さい。)

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。

詳細につきましては

長野労働局職業安定部 訓練室 (TEL026-226-0862) までお問い合わせください。

助成金受給申請時に必要な受講証明につきましては、会場に持参、若しくは受講終了後申請書をお送り頂ければ押印の上返送いたします。なお、持参、郵送ともに84円切手貼付の返信用封筒を申請書と併せてご用意ください。(注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

9. その他

- (1) 筆記用具を携行してください。また、昼食は各自ご用意下さい。
- (2) 申込み受付後の取消しは11月29日までとし、その後の取消及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含みください。
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。
- (4) 新型コロナウイルス感染症防止のため中止となる場合があります。また、会場内では必ずマスクを着用して下さい。(各自マスクをご用意下さい。)

各地区労働基準協会所在地【講習の申込みは最寄りの労働基準協会へ】

労働基準協会名	所在地	TEL・FAX
(一社) 松本労働基準協会	〒390-0851 松本市大字島内 3427-51	0263-40-3600・48-1388
(一社) 長野労働基準協会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-227-0235・227-1494
(一社) 諏訪労働基準協会	〒394-0021 岡谷市藤田 1-4-11 岡谷商工会館 3階 301号室	0266-22-2032・22-2067
(一社) 上小労働基準協会	〒386-0025 上田市天神 2-4-55	0268-23-2500・23-2507
(一社) 飯田労働基準協会	〒395-0063 飯田市羽場町 3丁目 2-4	0265-22-6246・22-6248
(一社) 中野労働基準協会	〒383-0013 中野市大字中野 1863-1	0269-22-2255・23-0729
(一社) 佐久労働基準協会	〒384-0017 小諸市三和 1-4-7	0267-22-3841・25-1008
(一社) 伊那労働基準協会	〒396-0015 伊那市中央 5083-1	0265-76-6666・72-5855
(一社) 更埴労働基準協会	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 96	026-292-0400・293-0403
(一社) 大町労働基準協会	〒398-0002 大町市大町 6713-3	0261-22-0774・23-3601

(一社)長野県労働基準協会 連 合 会	〒380-0918 長野市アークス 2-3	026-223-0280・223-0277
	ホームページ http://www.naganoroukiren.or.jp	

会場案内図

諏訪自動車会館 Bu-bu

所在地:

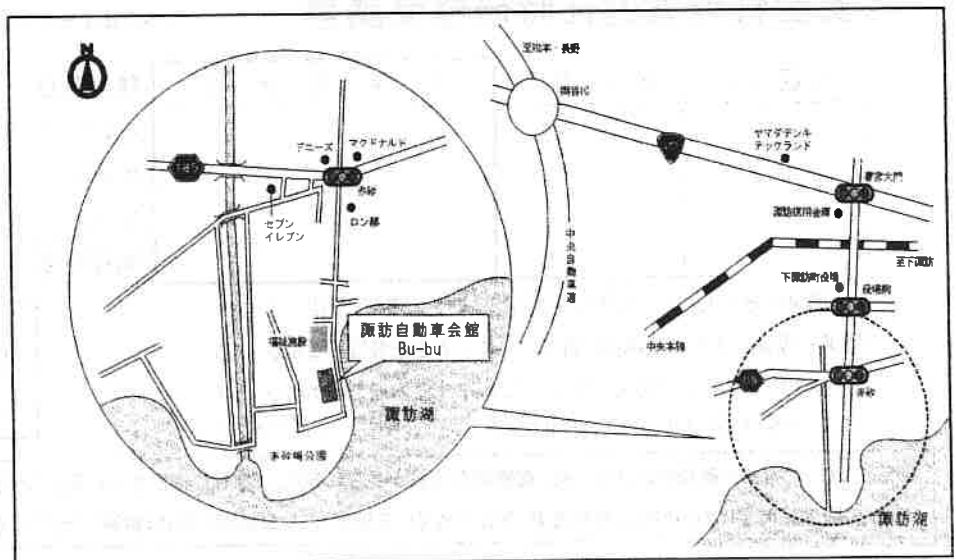
諏訪郡下諏訪町赤砂崎 10795

交通案内:

下諏訪駅より徒歩 15分

長野道岡谷インターから車で 15分

中央道諏訪インターから車で 30分



(別紙) 参考資料

I. 安全管理者を選任すべき事業場の規模および業種（労働安全衛生施行令第3条）

次に掲げる事業場で、常時50人以上の労働者を使用するもの

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業
各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業
ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

II. 安全管理者の資格「選任要件」（労働安全衛生規則第5条）の概要

- 次のいずれかに該当する者で厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了した者（労働安全衛生規則第5条第1号）
 - 学校教育法による大学又は高等専門学校等における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
 - 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
- 労働安全コンサルタント（労働安全衛生規則第5条第2号）
- 厚生労働大臣が定める次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの（労働安全衛生規則第5条第3号、昭和47年10月2日労働省告示第138号）
 - 学校教育法による大学又は高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
 - 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統等の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者で、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
 - 職業能力開発促進法施行規則による専門課程の高度職業訓練（主たる学科が工学に関する科目に限る）等で一定の課程を修了した者で、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
 - 職業能力開発促進法施行規則による普通課程の普通職業訓練（主たる学科が工学に関する科目に限る）等を修了した者で、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
 - 職業訓練法の施行規則の一部を改正する省令（昭和53年省令第37号）による専修訓練課程の普通職業訓練（主たる学科が工学に関する科目に限る）を修了した者で、その後5年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。
 - 7年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの。

III. 科目免除を受けることができる者

- ①の指針別表第1に基づく「安全管理者能力向上教育（初任時）」は、県内では平成16年6月21日～22日に長野県労働基準協会連合会が長野市で実施しています。本教育を修了した者は当該科目の免除を受けられます。
- ②の研修については、中央労働災害防止協会が実施している「リスクアセスメント実務研修会」、「システム監査実務研修会」が基発第577号の別添3に基づく研修に、「マネジメントシステムリーダー研修会」が基発第372号の別添2に基づく研修に、それぞれ該当します。
この（基発第577号の別添3に基づく研修、基発第372号の別添2に基づく研修）両方の研修を修了している必要があります。
また、中央労働災害防止協会が実施している「マネジメントシステム総合研修会」は基発第577号の別添3に基づく研修と基発第372号の別添2に基づく研修の両方の研修に該当しますので、当該科目の免除を受けられます。
なお、建設業労働災害防止協会が実施している「COHSMS（コスモス）運用管理者研修」及び「COHSMS構築担当者研修」の両研修を修了した方も当該科目の免除を受けられます。
- ③の講座としては、中央労働災害防止協会が実施している「RST講座」又は建設業労働災害防止協会が実施している「新CFT（コフト）講座」がこれに該当します。どちらかの講座を修了した方は当該科目の免除を受けられます。

IV. その他

- 労働基準監督署へ安全管理者選任報告を行うに当たっては、労働安全コンサルタントを選任した場合を除き、報告書に「安全管理者選任時研修」修了証の写しを添付するほか、免除科目がある場合は当該免除の根拠となる研修、講座等を修了したことを証する書面（又は写し）を併せ添付することが必要となります。（安衛則様式第3号裏面備考11）